

職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会 報告書概要

多様な発散抑制方法の導入について

1 導入の必要性

労働安全衛生法令により、有害物の発散抑制措置は局所排気装置等（以下「局排等」という。）に限られている。リスクに基づく合理的な化学物質管理を促進するために、一定の要件を満たす場合に局排等以外の発散抑制方法を導入することを認める必要がある。

2 具体的な措置内容

新たな発散抑制方法を用いた上で、空気中の有害物の濃度を一定値以下に抑制できるとともに、所轄労働基準監督署長が許可した場合は、局排等に代えて新たな発散抑制方法を導入できる。

3 留意事項

所轄労働基準監督署長による許可の可否の決定に際しての要件の確認については、当面、厚生労働省が設置した専門家検討会で行うこととする。また、許可後に空気中の有害物の濃度を一定以下に抑制できていることを確認する必要があるが、この確認方法についてもこの専門家検討会で検討する。

作業環境測定の評価結果等の労働者への周知について

1 導入の必要性

現行制度では、労働者が自らの事業場の作業環境の状況を知りたいと思っても、容易に確認できる仕組みとなっていない。作業環境測定の評価結果等を直接的に労働者へ周知することにより、事業者による作業環境の改善が速やかに行われること及び労働者の作業規程の遵守の徹底等の効果が期待される。

2 具体的な措置内容

有機溶剤、特定化学物質及び鉛の作業環境測定を実施した後、作業環境の評価結果を労働者等に周知する。作業環境の測定の結果、作業環境の改善が必要である場合は、対処方針についても併せて労働者等に伝える。

3 留意事項

事業者は、対処方針の検討等に当たって、必要に応じて専門家に相談することが望ましい。